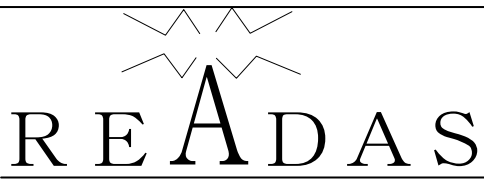


第 5262 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月 7日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

住宅取得等資金の贈与税の非課税

Q：住宅取得等資金の贈与税の非課税限度額が下がっていくそうですが、今年はどうなっていますか？

A：省エネ等住宅が1,500万円、それ以外の住宅が1,000万円となっています。

【解説】

住宅取得等資金の贈与税の非課税制度とは、平成27年1月1日から平成31年6月30日までの間に自宅の新築、取得又は増改築等に充てるための金銭を父母や祖父母などの直系尊属から贈与してもらった場合において、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる制度です。

限度額は徐々に下がっていきますが、平成27年中は、省エネ等住宅が1,500万円、それ以外の住宅が1,000万円となっています。

適用を受けるには、贈与税の申告期間内に贈与税の申告書及び添付書類を提出しなければなりません。

なお、この制度は、暦年課税における110万円の基礎控除又は相続時精算課税制度の特別控除と併用することができます。

受贈者の主な要件は、次のとおりです。

- ①贈与を受けた時に国内に住所を有していること
- ②贈与を受けた年1月1日において20歳以上であること
- ③贈与を受けた年分の所得税の合計所得金額が2,000万円以下であること
- ④贈与を受けた年の翌年3月15日までに家屋を新築等し、居住すること

